

三国干渉をめぐる国論

三国干渉に当時の日本人はどう反応したか。北京進攻さへ望んだ我国世論が、屈辱の三国干渉に満足できる筈がない。ここに於て明治天皇は、激昂した世論が大局を誤ることなきやうにとの配慮から「遼東還付の詔勅」を渙発され、「深く時勢の大局に見、微を慎み漸を戒め、邦家の大計を誤ることなきを期せよ」と、国民に隠忍自重を諭されたのであつた。丁度五十年後に、昭和天皇が「終戦の詔勅」で「爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル。然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ、忍ビ難キヲ忍ビ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」と仰せられたのと合せ考へる時、自づから感慨深いものがあるのではないだらうか。

この詔勅は激発せんとする人心を鎮静化するのに甚大な効果があり、例へば大阪朝日新聞は「大御心の深きに對し奉り、ただ血涙あるのみ。読み終りて嗚咽言ふ所を知らず。帝国臣民たる者、宜しく沈重謹慎、以て他日の商定を待つべきのみ」と書いて国民の自重を促し、また福沢論吉は時事新報紙上で「世界の勢ひに於て今はただ無言にして堪忍するの外あるべからず」と論じて、所謂「ならぬ堪忍するが堪忍」を説いた。

自重論がある一方、遼東還付の屈辱と失錯について政府の責任を追及し、軍備拡張を要求する動きもあつた。衆議院議員の尾崎行雄や犬養毅らの対外強硬派は、遼東還付の翌六月、(一)日本の光榮を回復するため速かに軍備を拡張すること、(二)政府は遼東還付の責任を明らかにすること、(三)朝鮮に於ける日本の地位と勢力を維持すること、の三項目について臨時議會開催を要求する運動を起したが、忽ち「安寧秩序に害あり」として弾圧された。国力なきが故に干渉を甘受したのだといふ屈辱と反省は、自重論とは別に軍備の必要を国民に痛感させずにはおかなかつた。福沢が主筆として論陣を張る時事新報でさへ

「今日の無事は明日の安心を証するに足らず。無事平和の時に於ても軍備の不完全はいかにも危険の至りにして、

あたかも嚴冬まさに来たらんとして綿衣の未だ成らざるに同じく、甚だ心細き次第なり」

とて平和時に於ける軍備の必要を説き、軍備拡張案を議會に提出するのをためらふ政府を叱咤し、政府は直ちに軍艦建造に着手し、議會に対しては事後承諾を求めべしとまで論じて、軍備拡張の急務であることを主張した。

これが当時の日本をリードする論調だったのである。それ程に我国を取巻く国際環境は厳しく、軍備は国家民族が生存してゆく上で是非もないことであつた。タカ派もハト派もなかつたのだ。

越えて明治二十九年一月、遼東還付に関する内閣弾劾上奏案が衆議院に上程され、これは否決されたが、この時、弾劾上奏案提出者の一人であつた尾崎行雄は「万死を以てとり得た土地を還付し、いかなる戦功も外交官の失策によつて烏有に帰せしむる先例を作るに於ては、将来、忠勇義烈なる軍人といへども、誰かまた国難に殉ずるを喜ぶ者があらうか」と弁じた。

信じ難いことかも知れないが、これが後に「憲政の神様」と称された豊堂・尾崎行雄の主張だつた。以て三国干渉に対する国民感情を窺ふに足るであらう。軍備拡張を唱へたのは国民であり、議會政治家であり、言論人だつた、といふ事実をしつかり見つめるべきだ。ともあれ、他日の遼東奪還を心に深く誓ひつつ国力の充実に精勵する「臥薪嘗胆」の時期が始つたのである。

第四節 日清戦争と朝鮮

我國の内政改革提議に対して、清に後押しされた朝鮮が強く反対したため、我國は単独改革を決意し、閔氏政權を追ひ、大院君を迎へて親日政權を樹立した。この親日政權が日本の内面指導で日清戦争中に実施した諸々の内政改革を「甲午改革」と云ふ。日本は一体、どんな改革を構想したのか、それを見てゆかう。

甲午改革の中心は軍国機務処といふ合議体の臨時政府だ。この機関は、日本の要請で朝鮮が清韓宗属關係を廃棄して名義上の独立を得た（明治二十七年七月二十五日）直後の七月二十七日から十二月十七日まで五ヶ月足らずの間存続したに過ぎないが、その間に夥しい改革を行なつた。これこそ朝鮮での近代化改革の最初の試みであつた。例へば

- 一、今後は清曆を廃止し、開国紀年を用ゐる（従来朝鮮が使つてきた中国の年号を廃して自国の年号を使ふと云ふのだ。開国紀年とは李氏朝鮮の開始、即ち一三九二年を開国元年とする年号である）。
- 二、貴賤門閥に拘らず人材を登用する。
- 三、人身売買の禁止。
- 四、貴賤の別なく寡婦の再婚を許す。
- 五、平民にも軍国機務処に意見を提出することを許し、卓見の持主は官吏に採用する。
- 六、官吏の不正利得を罰する。
- 七、司法権限によらぬ捕縛や刑罰の禁止。
- 八、馭人・俳優・皮工など賤民身分の廃止。
- 九、拷問の廃止。
- 十、租税の金納化。
- 十一、優秀な少年の海外留学。
- 十二、外国人顧問の招聘。

十三、阿片使用の禁止。

等々、合せて二百八件の改革案が議決された。右の改革項目を一瞥しただけでも、当時の朝鮮の政治社会の停滞と前近代性が窺知できるだらう。これらの改革は、自らが前近代的国家であつた清との妥協からは、決して期待できないものだつたと云へる。

だが、朝鮮の内争はこの改革をも行き詰らせた。大院君と軍国機務処が衝突したのだ。八月に温和漸進主義の金弘集・魚允中らが内閣を組織したが、この新政府は大院君と機務処の対立を調整するためだつたとも云はれる。

大院君と機務処の対立は政策上の争ひではなく派閥抗争に過ぎなかつたが、新内閣はいづれに与すること、いづれを抑制することもできず、内政改革は停頓した。大島公使は更迭され、十月中旬、井上馨が新たに公使として着任した。

井上は先づ大院君を政權から追放し、「政權は総て一途に出ること」など内政改革二十カ条を朝鮮政府に提示したが、自派の權勢挽回を企図する閔氏派は国王を動かして、総理大臣にも井上公使にも相談なく、自派の者四名を大臣に新任した。井上は王妃の政務への干渉を責め、十二月には朴泳孝を内務大臣に入閣させるなど親日派を網羅した内閣を発足させ、また軍国機務処の廃止など官制の改革を行なつた。

越えて明治二十八年一月、国王は洪範十四条を宣言した。それは例へば

第一、清国依存の念を断ち自主独立の基礎を確立する。

第三、王族・王妃の政務干渉の禁止。

第四、王宮事務と国政事務の分離。

第五、議政府と各官庁の職務権限の明確化。

第六、納税は総て法律による。

第十一、俊秀なる子弟の海外留学。

第十二、徴兵制の制定。

第十三、民法・刑法の制定

第十四、門地によらず広く人材を登用する。

など、我が明治維新の近代化諸政策を彷彿させる改革宣言であつた。

朝鮮の独立を阻んだもの

だが朝鮮の内訌は絶望的であつた。折角のこの近代化宣言も、その後間もなく金弘集総理・魚允中度支大臣らの旧派と朴泳孝内務大臣らの新派（開化派）の軋轢で瓦解してしまつた（二月十一日）。この背景には国王・王妃が甲申事変以来の宿敵たる朴泳孝を利用して金弘集・魚允中らを倒し、自派勢力の回復を謀つた事情が伏在してゐた。右の甲午諸改革と同時併行的に進展した日清戦争は日本の圧勝裡に終結したが、我が国が三国干渉でロシアに譲歩したことは韓廷に侮日親露の傾向を生じ、開化・守旧両派の争ひはいよいよ出でていよいよ激しく、挙句の果ては親日・親露二派に分れての抗争となつた。

ここに至つて我が国は「将来の対韓戦略は成るべく干渉をやめ、朝鮮をして自立せしむる」方針を閣議決定（六月四日）したが、この対韓政策の転換も王妃閔氏には日本の対露恐怖症の表れとしか見えず、親露政策によつて日本を制し、自派の勢力を拡大せんとした。

新旧抗争はまた、ロシアの利用するところとなり、ウエーバーはロシアの強大性を説いて閔妃一派に接近した。斯くして朝鮮内部の暗闘はいよいよ底止する所を知らず、やがて政変を生むに至る。

甲午改革とそれを阻んだ朝鮮の内情にやや紙幅を費したが、それはこの辺りが近代日韓關係に於ける一つの原点であり、この辺から掘り起さないと日韓の歴史は公正に捉へられないと思ふからである。朝鮮の内訌なかりせば、

明治維新を範とした諸改革は着々実施され、必ずや朝鮮の独立と近代化を大きく前進せしめたであらう。日清戦争の敗北で清国の勢力が朝鮮から一掃され、日本の指導で内政干渉が緒につき、日本の干渉が列国注視の中で抑制気味であつたこの時機こそ、朝鮮が近代国家として独立を達成する絶好の機会であつた。だが、朝鮮はこの機会を利用することを知らなかつた。

朝鮮はこの貴重な時機に独立を忘れて内部の暗闘に明け暮れ、近代化を日本の侵略として排斥した。国家民族の独立には時機といふものがある。時機に際会してその意味を悟り、自らの上に活かし用ゐるのが民族の英知であらう。我が明治維新はその好例だ。日本が始動させた近代化と独立の貴重な機会を有効に活かし得なかつたのは、やはり朝鮮自身の反省すべき点と云ふ他ないだらう。それさへ日本の責任であると云ひなすのは、強弁も度が過ぎていささか聞き苦しい。

ともあれ、ロシアの影が大きくこの国を覆ふやうになつたこの時期以後は、朝鮮をめぐる国際政局は俄然厳しさを加へ、独立の機会は二度と巡つて来なかつた。

親露侮日と閔妃事件

日清戦争後、朝鮮の政局は再び大きく動いた。三国干渉に日本が屈服すると親日派は動揺し、他方、ロシアは閔妃と結託して親日内閣を倒し、親露派で朝鮮を支配せんと画策するに至つた。当時王宮を護衛してゐたのは米国人指揮下の待衛隊であつたが、これは規律なき旧兵であり、軍律ある部隊は日本人教官に訓練された二大隊（八百人）の訓練隊であつた。ロシアは親日派一掃のため、先づ訓練隊を廢止して武器を押収せんとしたため、訓練隊將兵は激昂した。

閔妃——これまでも何度か名前の出たこの朝鮮王妃は、総明多才、權謀術数に長け、一面陰險、嫉妬、残忍の

性格を有する妖婦型の女性であつたとも云はれる。支那の西太后と併称されたほどで、一種の女傑であつたことは確かだ。李太王（高宗）の妃となり、その寵を独占するや、事ごとに国政に容喙し、王が外国使臣を引見する際には、屏風の蔭から小声で王に入れ知恵したと伝へられる。実に、彼女の「一顰一笑」の間に朝鮮政局は動揺し、日清戦争後の排日親露の傾向も助長されて行つた。

「閔妃を葬れ！」は在韓の日本志士のみならず、反閔妃派の朝鮮政客の叫びでもあつた。朝鮮側からは親日派の李周会将軍、訓練隊々長の李斗璜、禹範善等が反閔妃決起の志を日本志士達に通じて接近し、ここに日韓有志の連合が成つたのであつた（黒竜會「東亜先覚志士記伝」上）。

明治二十八年十月七日、朝鮮政府が訓練隊解散と武装解除を通告すると、八日早朝、閔妃排除を心に深く決意した日本の三浦梧楼公使の指示をうけた訓練隊と日韓有志は大院君を擁して王宮に入らんとし、この際訓練隊は待衛隊と衝突して王宮は紛乱に陥つた。この乱中に閔妃は殺害された。これを「乙未の変」と云ふ。かくして親露派に代つて親日派が権力を掌握したが、我が政府はこの事件に日本人が関与したことを重く見て、実状調査の結果、三浦公使を含む四十余名の日本人を召還して獄に下した。

この事件での朝鮮側の処断は峻厳を極めた。訓練隊は解散させられ、同隊長李斗璜、禹範善は休職を命ぜられ、閔妃殺害については嫌疑者三十三名を逮捕して裁判した結果、朝鮮側で重要役割を勤めた李周会ら三名を処刑した。

（註）李周会は三浦公使以下が下獄したことを聞くと「日本の我国に尽すこと國を挙げて至らざるなし。この事変に會し、多数志士の拘送を見るに至る。義としてこれを看過すべきにあらず」と云つて従容と縛につき、刑場の露と消えた。義に殉じた李の行為に深く感じた日本人志士達は後年、処刑された李周会ら三名の碑を建て、その義烈を後世に伝へた（黒竜會前掲書）。

王妃が殺害されるとは異常な事件であるが、当時の朝鮮は次に述べるやうに更に異常な事件が相次いで起つた。要するに全てが異常づくめだつたと云つてよい。

ロシアの対韓保護政治

親露派は早速、親日派への復讐を企てた。即ち乙未事件の翌十一月、親露派はロシア人や米国人とも謀議の上、王宮を襲撃して国王をロシア公使館に奪ひ去らんとした。だがこれは親衛隊に阻まれて失敗し、乱徒の多くは露米の公使館に遁入した。この国王奪取事件は、国王や王妃を捲き込んだ争ひとしては先の乙未事件と並ぶ事件であるが、ロシアによる国王の利用は、翌年になつて最も異常な形をとつて実現することになつた。国王の露館播遷である。

乙未事件の直後、金弘集を首班とする親日派の新内閣が組織され、再び改革を断行した。先づ清国に倣つた正朔（曆のこと）を改め、明治二十八年（一八九五年）十一月十七日を開国五百四年（李氏朝鮮成立の西曆一三九二年を起点とする）一月一日と定め、太陽曆を採用した。また先に日本を範として小学校令を出したが、ここに至つて初めて京城に四つの小学校を設け、小児に対する種痘規則を定め、郵便事務を開始した。更に我国と同じく一世一元の制を定め、開国五百五年（一八九六年）より年号を建陽と定めることにし、断髮令を出して国王自ら率先して断髮を実行した。

だが断髮令の強行が民心の離反を招き、明治二十九年には各地に騒乱が発生した。同年一月、騒乱鎮圧で首都の警備が手薄になつた虚に乗じて、ロシア公使ウエーバーは公使館防衛の名目でロシア水兵百名を引き入れ、親露派と謀つて国王を王宮から奪取してロシア公使館に移した（二月十一日）。この事件を国王の「露館播遷」と謂ふが、背後には米国の後援もあつた。

政局は逆転し、金弘集・魚允中らは惨殺され、多くの親日派は日本に亡命した。この時殺害された大臣達は、四肢を切り裂かれ肉を食はれるなどの異常な光景が現出したとF・A・マッケンジー「朝鮮の悲劇」は記してゐる。

国王はロシア公使館より詔勅を下し、親日派の逮捕を命じ、断髮令その他の改革事項の撤廃を宣言したため、朝鮮の混乱は極に達した。この異常な変乱で日本人三十余名が殺害され、十余万円の財産が被害を受け、我国の勢力は失墜した。国王と共に朝鮮政府もロシア公使館内に入り、朝鮮政局は完全にロシアの掌握する所となった。

ロシアは兵力を以て親露内閣を保護し、二人の顧問によつて財政と軍事を掌握した。二十人のロシア士官で韓国軍隊を訓練し、武器弾薬はウラヂオストックより輸入した。更にロシア語学校を創設し、咸鏡道の鉱山採掘権を獲得するなど、着々と勢力を扶植した。このやうにして国王が露館にあつた一年間、ロシアは朝鮮に対する保護政治の実を挙げた。またロシアの利権獲得は他の列強を刺戟し、国王の露館滞在中、朝鮮は多くの利権を列強に譲渡する結果になった。

朝鮮国王と政府がロシア公使館の中に遁入してしまつた結果、朝鮮の政策はロシア公使館に於て決定されるといふ奇観を呈し、朝鮮政局の前途は甚だ憂慮すべき状況となつた。

ここに於て我国は、列国共同で朝鮮の独立を保障するか、ロシアと協商して朝鮮の内政を共同監督するかの二途を模索し、列国が朝鮮問題に関しては対岸の火を見るが如く冷淡であつたため、結局ロシアと協商して、ロシアのそれ以上の進出を阻止する他なかつた。そこで結ばれたのが「小村(寿太郎)・ウエーバー覚書」(明治二十九年五月)であり、「山県(有朋大将)・ロバノフ(外相)議定書」(同二十九年六月)である。

日露の勢力均衡と妥協が成り、朝鮮国内が安定した結果、明治三十年(一八九七年)二月、国王は一年ぶりにロシア公使館から王宮に帰還した。

不誠実な露国

だがロシアは不誠実であつた。ロバノフ外相は、我国と議定書を約定しつつ、ほぼ時を同じくして露清密約を結

び、また朝鮮と密約を結んでロシア人の軍事教官を韓廷に送りこんだり、鴨緑江の伐材特許を獲得したりして、日露の覚書や議定書の精神を踏みにじつた。越えて明治三十年の四月、朝鮮はロシア士官百六十名を雇入れる契約を結び、依然ロシアとの癒着ぶりを表した。我国はロシアに対して士官の朝鮮派遣停止を要求したが、朝鮮は露国士官を採用した。かかる状況下の九月、朝鮮国王は皇帝と称し、国号を大韓と改め、形式だけは独立国の体裁を整へた。

この頃ロシアは、ウエーバーに代つてスペールが駐韓公使となつた。

マッケンジー(前出)によれば、スペールはロシア膨脹主義者中の最も侵略的な側面を發揮したのであり、他の外国人に対する彼の甚だしく攻撃的な態度が事態を急速に悪化させた云ふ。

スペールはウエーバーとは一転して強硬な対韓方針を打出したが、その背景には前年明治二十九年に結ばれた露韓密約(前述)があつた。我国が苦心の末、翌三十年に入手したその密約によれば、朝鮮国王は希望すればいつでも露館に滞留できること、朝鮮はロシアの軍事・財政顧問を傭聘すること等が約されて居た。のみならず、その後、ロバノフ外相から朝鮮側に対して「朝鮮に変乱ある時、あるいは他国が朝鮮の自主独立を阻害する時はロシアは兵力を以て援助する」との防守同盟さへ約束されたのであつた。

だが、ロシアの高圧的な対韓外交は韓国民の反感を招き、明治三十一年二、三月の交には排露気運を激成した。スペールが加藤(増雄)駐韓公使に、韓廷は過激手段ではなくては救へぬこと、韓国は到底独立できぬこと、韓国は日露で分割保護すべきこと等を一個の私見として述べたのはこの時であつた。

韓国の反感に憤激したスペールは韓廷に対し、ロシアは韓国の要請で、その自立を援助するために軍事教官と財政顧問を派遣したのに、今になつてその好意を無視する挙に出るのは容認し難い、韓国はロシアの援助を要しないのか、もしさうならロシアは必要の措置を取らうと迫り、二十四時間を限つて決答を求めた。驚愕した韓国は内密に我国の助言を求めてきたので、我国はロシアの援助を丁重に辞退するやう助言し、韓国もその通りロシア

に回答した。その結果、ロシアの軍事・財政顧問は韓国より引揚げた(三月二十三日)。

ロシア勢力は韓国から撤退した。だがどこまでも抜け目のないこの国は、直ちに南下政策の矛先を満洲に向けた。ロシアが清国から旅順・大連を租借したのは、韓国から軍事・財政顧問を引揚げた僅か四日後の三月二十七日であつた。

旅順・大連は云ふ迄もなく、ロシア等が三国干渉で日本を圧迫し、清国に返還させた遼東半島の軍事・通商上の要衝だ。日本に返させたものを今度は自分で奪つたロシアとしては、何とかしてこの筋の通らぬ租借を日本に認めさせる必要に迫られた。そこで日本を宥和する目的で結ばれたのが、同年四月の「西(徳二郎外相)・ローゼン(駐日公使)協定」である。

右協定は、日露両国とも韓国内政干渉をせぬこと、韓国の要請で軍事・財政顧問を任命する時に予め協議すること、ロシアは韓国に於ける日本の商工業上の權益を認めること等を骨子としており、旅大租借を日本に黙認させんとして、韓国に於ける日本の地位をある程度承認したものであつた。

しかし、駐英公使・加藤高明が評した通り「内政不干渉の約束は単に一抹の幻想に過ぎない」ことがやがて明らかになる。即ちロシアはこの協定で韓国への侵出を放棄したのでは決してなく、シベリア鉄道と東支鉄道が完成し、極東侵略の準備が整つた暁には再び朝鮮半島へその爪牙を伸ばさんと時機を窺つてゐたのである。